

広島県告示第七百四十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社不二ビルサービス 濱野上 隆志

2 主たる事務所の所在地

広島市西区楠木町四丁目八番一二号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
		広島市中区八丁堀一五番一〇号			広島市西区楠木町四丁目八番一二号

三 変更年月日

平成二十九年十一月一日